

## 尼崎市仮設建築物許可要領

### (目的)

第1条 この要領は、建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の許可について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる一般的な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

なお、仮設建築物は使用目的及び計画敷地の状況に応じて、この要領を満足するだけでなく、計画敷地の周辺環境への影響に配慮すること。

### (用語)

第2条 この要領における用語の定義は、建築基準法（以下「法」という。）、建築基準法施行令（以下「令」という。）の例による。

### (適用の範囲)

第3条 この要領の適用対象建築物は、次の表（い）欄に掲げる用途で、その許可できる期間は同表（ろ）欄の各号に掲げるものとする。

	(い) 仮設建築物の用途	(ろ) 許可できる期間
(1)	興行場、博覧会建築物等	1年以内で興行等に必要と認める期間
(2)	店舗等	建替等工事に必要と認める期間
(3)	校舎、園舎	建替等工事に必要と認める期間
(4)	分譲共同住宅等の販売のための販売事務所及びモデルルーム	1年以内
(5)	現場事務所 (工事場所と別敷地のもの)	工事の施工上必要と認める期間
(6)	郵便法の規定により行う郵便業務の用に供する施設 税務署	夏季及び年末年始等で必要と認める期間
(7)	選挙用事務所	公示日3か月前から投票日後1か月以内
(8)	その他これらに類するもの	1年以内

- 2 飯場（工事用の寄宿舍等を含む。）、仮設住宅、展示用住宅及び屋上仮設については、認めない。
- 3 許可期間内に仮設建築物を除却すること。
- 4 許可期間内に除却することができないやむを得ない理由がある場合は、別途協議とする。

(技術基準)

第4条 建築物の構造は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 階数は2以下とすること。
  - (2) 法第58条の規定に適合すること。
  - (3) 屋根は法第22条第1項に規定する構造とすること。
  - (4) 法第27条第1項又は第2項に規定する耐火建築物等としなければならない特殊建築物、防火地域内の建築物又は準防火地域内における延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
  - (5) 延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物は、床面積の合計1,500平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。
  - (6) 火を使用する設備又は器具を設けた室は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。
  - (7) 建築物の主要な出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる避難上有効な通路を設けること。
  - (8) 法第20条第2号又は第3号に掲げる建築物については、構造計算で令第3章第8節又はこれに準じた方法によって確かめられる安全性を有すること。
- 2 前項に定めるもののほか、安全上、防火上及び衛生上必要と認められる規定を適用することができる。
- 3 学校の用途に供する建築物で、次の各号に掲げる基準を満たすものについては、第1項第4号から第6号までの規定は、適用しない。
- (1) 鉄骨造であること。
  - (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
    - ア 火を使用する設備又は器具を設けた室がないこと。
    - イ 火を使用する設備又は器具を設けた室の壁及び天井の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
  - (3) 避難階以外の階においては、避難階又は地上に通ずる直通階段が居室の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられ（廊下部分での重複距離が生じない場合に限る。）、かつ、避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離が30メートル以下とされていること。

(用途別の条件)

第5条 第3条の表の(2)、(3)又は(4)の号の仮設建築物については、本体建築物（仮設建築物の目的となる建築物をいう。以下同じ。）と同一敷地内の場合、本体建築物の工事の仮設計画は、仮設建築物に対する安全上の措置を講じたものとする。

- 2 第3条の表の(4)の号の仮設建築物については、次の各号によること。
- (1) 来客用の駐車場を3台程度以上確保すること。
  - (2) モデルルームの部分の主要な室及び当該室から屋外への出口までの経路には非常用の照明装置を設けること。
  - (3) 本体建築物が確認済証の交付を受けていること。
- 3 前項によるもののほか、仮設建築物に必要な駐車場を確保すること。

(その他の特例)

第6条 この要領に適合しない事項について、安全上、防火上及び衛生上、この要領と同等以上に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

付 則

この要領は、平成20年7月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年7月14日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。